

生駒市訓令甲第5号

生駒駅前北口第二地区再開発基金管理の取扱い要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒駅前北口第二地区再開発基金管理の取扱い要綱を廃止する訓令

生駒駅前北口第二地区再開発基金管理の取扱い要綱（平成20年6月生駒市訓令甲第4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。